

静岡県国土利用計画

—第五次—

2017年3月 策定

2018年3月 変更

静岡県

目 次

はじめに

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針	1
（1）県土利用を取り巻く情勢の変化と課題	1
（2）県土利用の基本方針	8
（3）県土管理の方策	12
2 地域類型別の県土利用の基本方向	15
（1）都市	15
（2）農山漁村	16
（3）自然維持地域	17
3 利用区分別の県土利用の基本方向	18
（1）農地	18
（2）森林	18
（3）原野等	19
（4）水面・河川・水路	19
（5）道路	20
（6）宅地	20
（7）その他	21

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	23
（1）目標年次及び計画の基礎	23
（2）規模の目標	23
（3）利用区分ごとの面積目標の考え方	23
2 地域別の概要	25
（1）地域区分の考え方	25
（2）地域区分	25
（3）規模の目標の地域別の概要	26

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 総合的な措置	27
（1）土地利用関連法制等の適切な運用	27
（2）土地の有効利用の促進	27
（3）土地利用転換の適正化	28
（4）県土に関する調査の推進	28
（5）計画の複合的かつ効果的な推進	29
（6）県土の国民的経営の推進	30
2 区分別の措置	31
（1）基本方針別の措置	31
（2）地域別の措置	36

おわりに

はじめに

本県は、県政運営の基本理念に富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくりを掲げ、「県民幸福度の最大化」を目指し、「生まれてよし 老いてよし」、「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」、「住んでよし 訪れてよし」の理想郷づくりに取り組んでいる。また、国土のシンボルであり、世界の宝である「富士山」から導き出される多様な価値に立脚した地域づくり、人づくり、すなわち、美を重んじ、和を尊み、物心ともに豊かで品格ある社会の創造に取り組んでいる。

また、我が国の最大かつ喫緊の課題である人口減少の克服・地方創生にいち早く取り組み、県民の皆様の「子どもを2人以上持ちたいとする希望」や「本県で働き、住みたいとする希望」の実現に向け、美しく、強く、しなやかな「静岡型」地方創生の取組をオール静岡で推進している。

“ふじのくに”づくりの最も大切な基礎である『「命」を守る危機管理体制の充実』に向け、既存の防災林、砂丘等の嵩上げ・補強等による「静岡モデル」と、潜在自然植生等を活かした「森の防潮堤づくり」との連携による津波対策を推進するなど、我が国における防災先進県としての優位性をより一層伸長している。さらに、防災・減災対策と平時の地域成長が両立した「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」による自然と都市機能が調和する活力ある都市圏の形成や、新しい産業の創出・集積の促進、生活と自然が調和した豊かな暮らし空間の創出、美しさと品格を備えた景観の形成など、本県独自の先進的な取組を推進し、日本一安全な県土の下で、県民一人ひとりが物心ともに豊かに暮らし、多様なライフスタイルを実現できる暮らし満足度の高い地域づくりを進めている。

また、本県は、世界遺産「富士山」や「韮山反射炉」、南アルプスユネスコエコパーク、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」、世界で最も美しい湾クラブに加盟した「駿河湾」、伊豆半島ジオパークや浜名湖など、全国屈指の世界クラスの資源群を有している。国内外との多様な交流の拡大を図るため、世界水準の魅力をより一層磨き高め、人々を惹き付け憧れを呼ぶ地域づくりに取り組んでいる。

こうした、県土利用をめぐる様々な取組を進めるに当たっては、本計画が示す全県的な指針をそれぞれの地域が共有するとともに、地域がそれぞれの固有の自然や文化、経済社会状況等を踏まえ、身近な土地利用や資源管理のあり方等について自ら検討するなど、地域主体の取組を促進していく必要がある。

さらに、新東名高速道路、中部横断自動車道路等の高規格幹線道路の整備による東西軸・南北軸の交流基盤の充実や、社会経済活動が広域化している現状を踏まえ、「富士・箱根・伊豆」地域や「三遠南信」地域、さらには日本海に至る地域との県境を越えた連携をより一層強化し、広域連携による県土管理を進めていく必要がある。

県土利用をめぐる状況の変化に応じ、国土利用計画の果たす役割もまた変化していく。本計画は、国土利用計画法に定める「健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図る」という理念を踏まえつつ、県土の総合的かつ計画的利用を通じて、人口減少社会に適応した、日本一「安全・安心」で、持続的成長が可能な、美しさと品格を備えた県土利用を目指す。

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(1) 県土利用を取り巻く情勢の変化と課題

急速に進む少子高齢化を背景に、我が国は本格的な「人口減少社会」に突入し、さらに東京への「人口一極集中」が、地方圏における人口減少に一層の拍車をかけている。本県においても、2007年（平成19年）12月の379万7千人をピークに人口減少局面に突入し、合計特殊出生率は緩やかではあるが回復傾向にあるものの、近年拡大傾向にある若い世代の東京圏への転出超過等の社会減が本県の人口減少の進行を早めている。今後も現在の傾向が続いた場合、2060年には人口が238万7千人へと37%も減少するとともに、高齢化率は、38.5%に上昇し、高齢者の割合は、現在の4人に1人の割合から3人に1人を上回る超高齢社会が到来すると予測されている。

また、単独世帯数が増えることなどにより増加してきた一般世帯総数は、増加率が年々減少傾向にあり、本計画期間内に減少へ転じる見通しである。

一方で、本県が目標とする2020年の合計特殊出生率2.07と社会移動の均衡を実現し、その状況を維持することで、2060年には300万人程度の人口が確保され、長期的には、290万人程度の安定した人口水準が維持されるものの、今後、数十年にわたって人口が減少し、少子高齢化が進行する社会の到来が確実である。

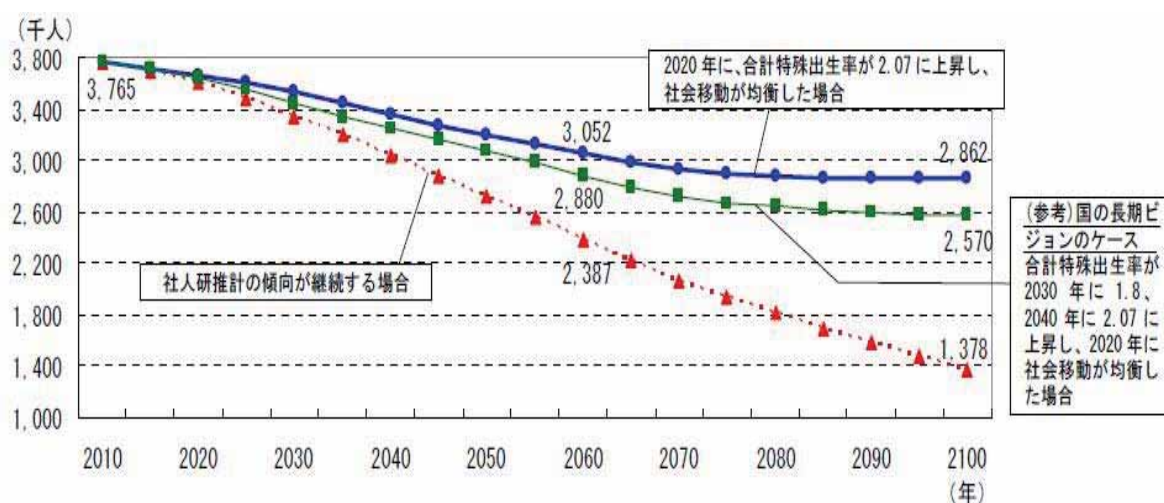


図1 人口減少の現状と将来予想

本県では、人口減少の急激な進行を抑制し、社会が安定する静止人口の緩やかな実現に向け、全てに優先する『日本一「安全・安心」な県土の構築』、本県で働き・住みたいとする希望をかなえる「誰もが憧れ人の流れを呼び込む地域の実現」、子どもを2人以上持ちたいとする希望をかなえる「若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現」に官民が一体となって取り組んでいる。

こうした状況の中、我が国の国土づくりの目標である「地域間におけるヒト、モノ、カネ、情報の活発な動きを促進する『対流促進型国土』の形成」に向け、本県の国土利用計画が担う役割は、人口減少の急激な進行を可能な限り抑制することで、本県の活力の維持向上を図り、対流の原動力として新たな国土づくりを先導するとともに、人口減少社会に適応した新たな県土の利用・管理のあり方を構築していくことである。

そのために本計画が取り組むべき課題は、以下のとおりである。

ア 安全・安心な県土の構築

2013年（平成25年）6月、県が公表した第4次地震被害想定では、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災の被害規模を大きく上回る10万人を超える犠牲者が生じると想定している。

南海トラフ巨大地震は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震であり、その発生頻度は極めて低いものであるが、東日本大震災から得られた「想定外は許されない」という教訓を踏まえ、日本一の防災先進県としての取組をより一層推進し、震源域に近く、津波の到達が早い低平地に人口・資産が集中するなど県土利用における地震・津波に対する脆弱性への懸念を払拭することが何より重要である。

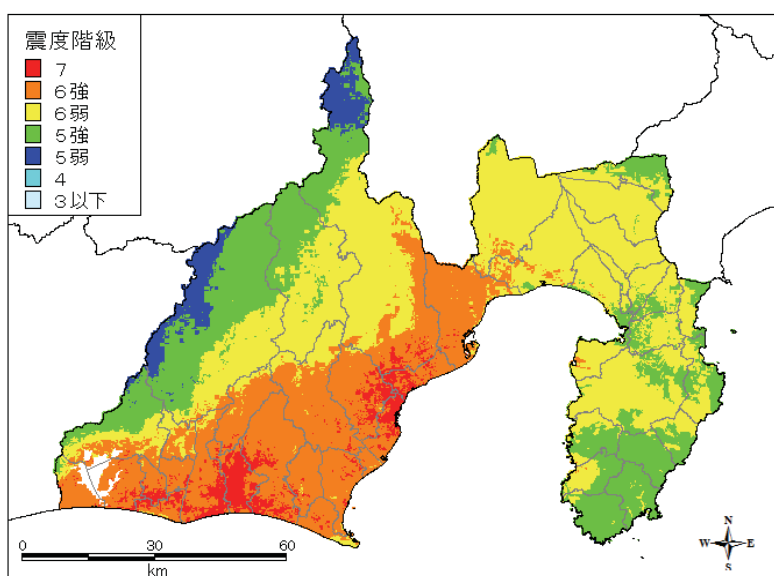


図2 第4次地震被害想定 震度分布図
（L2 南海トラフ巨大地震（基本ケース））

また、近年、集中豪雨が増加するなど、地球温暖化による気候変動の影響が顕在化し、災害の増加・激甚化が懸念されている。2003年から2012年（平成15年から24年）の10年間の時間雨量50mm以上の降雨の発生回数は、過去10年と比較し約1.6倍に増加している。土砂災害は全国各地で発生し、県内においても年間約50件発生している。



図3 静岡県における時間雨量50mm以上降雨発生回数

大規模自然災害から県民の命と暮らしを守るためには、ハード整備に加え、ハザードマップの作成や津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域の指定、より安全な地域への諸機能や居住の誘導などのソフト対策の連携により、災害への備えを総合的に強化する必要がある。

このため、現在取り組んでいる「地震・津波対策アクションプログラム2013」による南海トラフ巨大地震等への備えや、さらに先を見据えた事前復興の考え方に基づく、防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを進める「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」などを着実に推進していくことが重要である。

「命」を守る危機管理の充実は全てに優先する取組であり、県土利用においても、災害から人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興することができる県土の構築に向け、国土強靱化の取組を進めていくことが必要である。

イ 持続的成長の確保 (経済)

近年、アジアを中心とした新興国の経済発展や、製造業の海外移転が進む中で、本県経済は、海外経済や為替相場の影響を大きく受ける輸出型産業の割合が高い産業構造となっていることから、リーマンショックと東日本大震災の2度にわたる経済・雇用環境の悪化からの回復が遅れていた。近年、回復基調にあるものの、成長を牽引する新たな産業の創出など、多極的な産業構造への転換が求められている。本県経済を本格的な回復軌道に乗せ、持続的に発展させていくため、「企業誘致・定着の推進」、「事業用地の確保」、「地域企業の事業活動の活発化」、「次世代産業の創出」の4つの戦略からなる「静岡県産業成長戦略」を官民が一体となって推進している。企業誘致・定着の推進や事業用地の確保等に向け、内陸・高台部や高規格幹線道路に新設されたスマートインターチェンジ等の交通結節点等において、周辺の自然や農林業等と調和する工業団地や職住近接の住宅地等の整備を促進する「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」を推進しており、今後も、開発のための土地需要が相当規模見込まれる状況にある。



図4 「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」全体構想の概要

現在、経済連携協定(EPA)／自由貿易協定(FTA)網が拡大しており、産業の国際化は、今後さらに進んでいくことが予想される。こうした流れは、本県の高い競争力を持つ工業製品や、世界に通用する品質を誇る農林水産物にとって市場の拡大が期待される。中でも、医療・健康産業の市場は、国内における少子高齢化の進行を背景とした健康意識の高まりやアジアの成長に伴う医療・健康ニーズの拡大などによって、成長の原動力となり得る分野である。

また、本県では、第4次静岡県国土利用計画の期間中に、富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の県内区間開通と延伸、清水港新興津地区国際海上コンテナターミナル第2バースの供用開始など社会資本の一層の充実が図られた。今後は、本県の南北軸となる高規格幹線道路(中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道)の概成が予定されるなど、陸・海・空が一体となった交通・物流ネットワークが充実し、中長期的には、北関東圏域や日本海圏域までを見据えた東西軸・南北軸の交流の結節点としての優位性が高まり交流圏域の拡大が期待される。



図5 広がる交通ネットワーク

こうした本県の強みや優位性を最大限に活用し、誰もが活躍できる、安定した雇用を創出し、経済の持続的な成長を確保していくことが重要である。このために行われる新たな土地開発や未利用地等の再生活用等の県土利用に際しては、乱開発とならないよう自然環境や農林水産業、歴史、文化等の周辺の地域特性を付加価値として積極的に活かしながら、これらの土地需要に対応していく必要がある。

(地域社会)

人口の減少は、地域社会にも大きな影響を与えつつある。農山漁村では、荒廃農地や間伐などの手入れが遅れている森林、所有者の所在の把握が難しい土地等の問題が顕在化している。都市部においても、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化の進行とともに、低・未利用地や空き家等の増加によって、コミュニティの弱体化や土地利用の効率の低下が懸念されている。

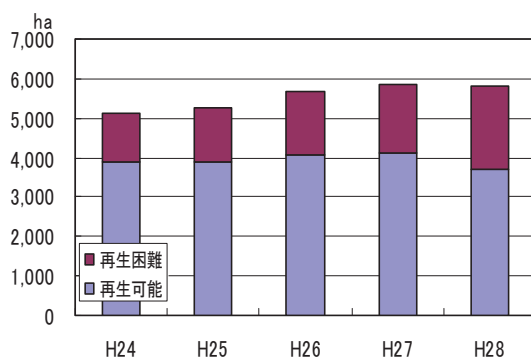


図6 荒廃農地の推移

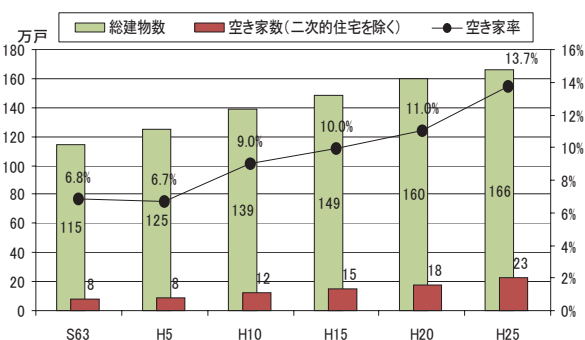


図7 空き家の推移

一方、人口減少は空間的余裕を生み出す側面もあり、計画的、戦略的に時間をかけて、荒廃農地や低・未利用地等を有効活用することにより自然環境や生活環境等を改善することも可能となる。

これらを踏まえ、人口減少は避けることができないという前提のもと、人口が減っても快適で安全な生活が保証される地域社会の形成に向け、持続的成長を確保しながら、県土を荒廃させない持続可能な社会システムの構築に取り組む必要がある。

ウ 美しさと品格を備えた景観と豊かな自然環境の保全・創出

本県は、2013年（平成25年）5月に世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」、同年6月に世界遺産登録が決定した富士山をはじめ、世界かんがい施設遺産「深良用水」、「源兵衛川」や、伊豆半島ジオパーク、南アルプスユネスコエコパーク、駿河湾、浜名湖など世界に誇る自然・景観・歴史・文化などの地域資源を有している。こうした美しく豊かな自然環境や地域固有の文化・歴史に根差した景観は、適正に保全されることによって、人々を惹きつけ、憧れを呼ぶ観光資源として地域の活性化にも重要な役割を担う。2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機として持続的な国内外との交流を促進するため、本県の誇る自然環境や景観を良好な状態で保全するとともに、美しさと品格を備えた景観の創出に取り組む必要がある。

その際、こうした資源の価値は、単にその資源が存在する地域のみならず、ビューポイントや借景として利用する他の地域においても重要な資源となることに留意しなければならない。



写真1 世界遺産に登録された「富士山」

また、里地里山のように、農林水産業などの人の営みにより長い年月にわたって維持されてきた二次的自然地域の多くは、過疎化や高齢化の進行により持続可能な利用形態が失われ、生物多様性に悪影響が生じるとともに、野生鳥獣被害の深刻化や侵略的外来種の定着・拡大、景観の悪化が顕在化し、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等も懸念されている。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給や水源の涵養、国土保全、防災・減災など暮ら

しを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼす。このため、バイオマス等の再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や、健全な水循環の維持・回復、緑地の確保等を通じて地域の持続的で豊かな暮らしを実現するという観点からも、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことが必要である。

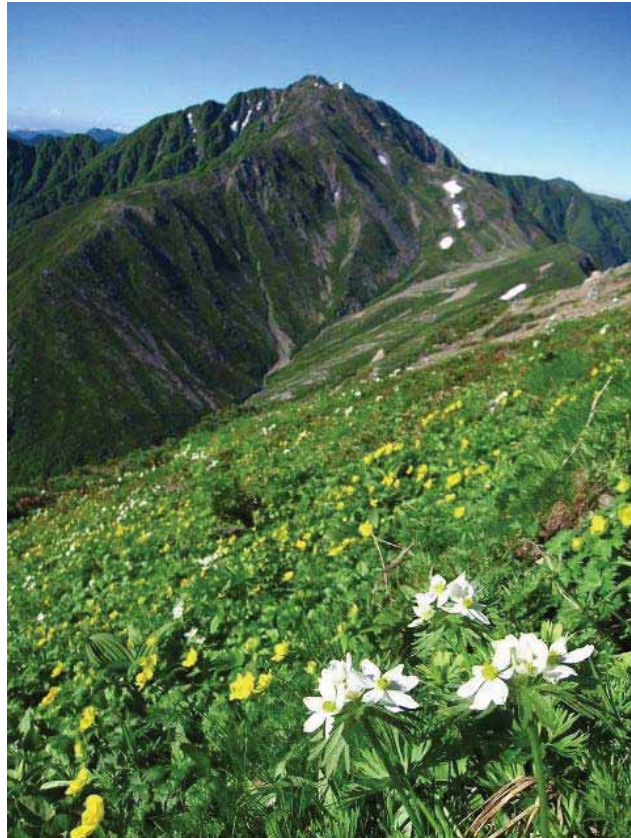


写真２ 原始的な自然環境、貴重な動植物の生息地を有する南アルプス

（２）県土利用の基本方針

（１）で示した情勢の変化と課題を踏まえ、多様な価値観を持つ県民が幸せを享受できる「生まれてよし 老いてよし」、「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」、「住んでよし 訪れてよし」の理想郷の実現に向けた県土利用を図っていくことが必要である。

本計画では、『日本一の「安全・安心」を実現する県土利用』、『将来に向け持続的成長を確保する県土利用』、『憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用』の３つを基本方針とし、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”」の実現を目指す。

ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土利用

（大規模自然災害への備え）

大地震や噴火、豪雨など自然エネルギーの解放による自然災害の発生を防ぐことはできないが、被害の減少を図ることは可能である。人命を守ることを最も重視し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、重点化を図りながら防災・減災対策を推進する。その際、有事の備えと平時の地域成長が両立した地域づくりである「ふじのくに」のフロンティアを拓く取組のような複合的な効果をもたらす施策を積極的に進めることが重要である。

災害リスクの高い地域については、災害リスクの把握及び周知を図った上で、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとるように配慮しつつ、土地利用を適切に制限する。加えて、中長期的な視点から、都市機能や居住を集約化する過程において、災害リスクを考慮して安全な地域への土地利用の誘導を検討する。



図8 いのちを守る津波防災地域まちづくりのイメージ

また、経済社会上、重要な役割を果たす行政の中枢、災害対応拠点、病院、生産・物流拠点、エネルギー施設等の諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、防災・減災において重要となるICT、エネルギーシステム、交通インフラ等の多重性・代替性を確保する。

復旧・復興の備えとしてのオープンスペースの確保、森林や湿地等の自然生態系の持つ県土保全機能の向上、風水害や土砂災害等に対応した農地、森林、河川、海岸等の保全対策の推進など、地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて、県土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。

イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用 (多様なライフスタイルの実現)

豊かな暮らしを実現するためには、経済的に豊かであるばかりでなく、空間的、精神的にも豊かな生活を送ることができる空間を創出し、様々な価値観を持つ県民がそれぞれのライフステージに応じた生き方や暮らし方を選択できる地域づくりを進めていくことが重要である。豊かな自然と生活が調和する住まいづくりやまちづくりの普及、ICTを活用したテレワークやサテライトオフィスの導入など、地域の特性を活かし、県民一人ひとりの様々な価値観に応じて、多様なライフスタイルを選択できる県土利用を目指す。

(都市的土地利用)

これまでは人口増加に伴い、市街地が郊外へ拡大してきたが、人口減少社会においては、一定の利用可能人口を前提とする医療・介護・福祉、商業等の生活サービス機能の維持が困難となることが予想される。持続可能な都市構造を構築するため、地域の状況等を踏まえつつ、生活サービス機能を都市の中心部や生活拠点等に集約し、その周辺部や公共交通の沿線に居住を誘導するとともに、これらのエリアを、公共交通網等のネットワークで結び、「コンパクト」と「ネットワーク」によって都市機能を支える圏域人口を維持する。その際、低・未利用地や空き家を有効活用することによって、市街地の活性化と土地利用の効率化を図るとともに、低密度化等によって生じる空間を公園、緑地、市民農園、森林、ビオトープなどの自然環境の再生の場等として活用し、豊かな緑と美しい景観を備えた都市を創造する。

また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域間のネットワークの充実により必要な都市機能を分担する取組を進める。

さらに、他地域との連携・交流を促進するため、ネットワークの結節点である鉄道駅や高規格幹線道路のインターチェンジ等の周辺地域を新たにコンパクトな拠点として、地域の個性をより際立たせるための地域資源を活用した新たな産業の創出・集積や、自然と生活が調和したゆとりあるライフスタイルが実現できる暮らし空間の整備等を促進する。

こうした取組により、県下全域に、自然と都市機能が調和した誰もが豊かな暮らしを実感できる都市圏（生活圏域）を形成する。

（農林業的土地利用）

農地については、国内の食料自給率の維持・向上と豊かな県土から生産される農芸品とも称される質の高い農産物の競争力をさらに高めていくため、農業生産基盤整備等によって生産性の高い優良農地を確保し、ビジネス経営体等へ農地の集積・集約化を進める。

森林については、新たな木材需要の創出、県産材の安定的かつ効率的な供給体制の強化並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備及び保全によって、豊富な森林資源を循環利用するとともに、生産性の高い森林経営を促進する。

また、農地や森林が有する県土の保全や水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能を持続的に発揮していくため、多様な主体の参画も得ながら良好な管理を確保し効率的な利用を図る。

なお、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換については、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行うものとする。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持・回復を図る。

過疎・中山間地域においては、美しい自然や景観、地域固有の歴史・文化などの地域資源を活かし、産業振興を図るなど地域の魅力・強みを活用した地域づくりを強化し、都市からの移住・定住、二地域居住の増加を図るとともに、複数集落をネットワーク化し、集落機能を相互に補完しあう集落ネットワークの形成など、集落機能を中長期的に持続させる仕組みづくりを進める。

（地域間の交流と連携の促進）

地域が有する資源や魅力を活かし、生産、物流、観光等の経済活動を支援するため、高規格幹線道路をはじめ、経済や生活の拠点となる地域間を結ぶ幹線道路等や港湾及び空港、インターチェンジへのアクセス道路の整備などにより、交流・連携を支える道路ネットワークを構築する。

（ＩＣＴ等の技術革新の活用）

ＩＣＴ（情報通信技術）等の技術革新は、医療関係、エネルギー関連分野等における最先端技術の実用化、ビッグデータ・オープンデータの活用等を進め、産業の生産性を向上させるとともに、成長産業・市場を創出する。また、経済活動のみならず県民生活、生活基盤をも変容させることから、ロボット技術の開発による農業の現場等への普及や災害現場での活用、テレワーク・遠隔教育等の実現、エネルギー利用のスマート化など、ＩＣＴ等の技術革新に対応した県土利用の促進を図っていく。

ウ 憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用

（景観の保全・創出）

「郷土の景観は土地の人々の心の表れ」との認識のもと、行政と県民が一体となって、国内外の人々の憧れを呼び、そこを訪ねたい、そこで暮らしたいと思う美しさと品格を備えた田園風景や茶園風景等の景観の保全・創出、豊かな自然環境や歴史・文化、個性ある農山漁村集落、美しいまちなみや都市空間の形成など、魅力ある地域づくりに取り組む。

その際、本県が誇る世界クラスの富士山や南アルプス、伊豆半島、駿河湾、浜名湖等の自然景観を楽しむ眺望の地を保全・活用するとともに、借景として生活景観の中に積極的に取り込む。

（自然環境の保全・再生）

県土全体にわたって自然環境の質を向上させていくため、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進めるとともに、森、里、川、海のつながりを確保することにより生態系ネットワークの形成を図る。

里地里山のような２次的自然地域においては、多様な主体による協働の枠組により、生態系や自然の復元力に見合った自然資源の管理や、バイオマス等の再生可能エネルギーの確保と資源の循環的な利用を促進するとともに、茶草場農法をはじめとする地域の伝統的な自然共生に係る知恵や技術の継承に取り組み、生物多様性の保全を図る。

また、県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生を進める。

（美しく品格のある景観と豊かな自然環境の活用）

本県の美しく豊かな景観や自然公園などの優れた自然、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統・文化、地場産品等の地域資源を活かし、農山漁村と都市の様々な地域間相互の交流や経済循環を促進する。



写真3 茶畑・茶草場・林によって形づくられた
茶草場農法実践地域の美しい景観

(3) 県土管理の方策

避けることのできない人口減少の進行を踏まえ、(2)で示した3つの基本方針に基づく県土利用を実現するための県土管理の方策について考え方を示す。

ア 人口減少社会における新しい県土管理の方策

(複合的な施策の推進と県土の選択的な利用)

人口減少下においては、これまでと同様な労力や費用を投下し県土の管理を行うことが困難になることや、相続未登記の増加等により所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定される。

社会資本整備や土地利用に際しては、自然環境が有する生物の生息・生育の場の提供や良好な景観形成、気温上昇の抑制等の多様な機能を積極的に活用するグリーンインフラの取組(“ふじのくに森の防潮堤づくり”等)など、自然との共生、防災・減災、持続可能な地域資源の提供等の複合的な効果を発揮する施策を積極的に推進する。

また、高度成長期に建設された多くのインフラ資産や、県民生活に必要な公共施設を良好な状態で次世代に引き継ぐため、県、市町が連携して、最適な維持管理や長寿命化などのマネジメントを推進する。

さらに、中山間地域の荒廃農地など、生産者等による管理が困難な土地や所有者の所在の把握が難しい等の理由により適正な管理が困難な土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、従前の自然環境への再生、野生鳥獣被害を防止するための緩衝帯など新たな用途を見出すことや、所有者以外の者の管理・利用の促進など「所有から利用へ」の観点に立った方策により、県土の荒廃を防止し、地域にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努める。



写真4 “ふじのくに森の防潮堤づくり”の植林状況

（多様な主体による県土管理の促進）

県土の適切な管理は、この国土利用計画が示す広域的な土地利用の指針とともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民や市町など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進する。その際、県土利用の選択が地域に及ぼす影響を十分に考慮し、長期的な視点を持って検討することが必要である。

また、県土管理については、地域による取組を基本としつつ、公による管理と合わせ、豊かな自然や美しい景観、高い品質の農林水産物等の県土の恵みを享受する都市住民や企業等の多様な主体の参画を進め、広く県内外の人々が本県に関心を持ち、県土の管理の一端を担う国民の参加による県土管理（県土の国民的経営）を進めていく。

（県境を越えた広域交流圏の構築）

交通ネットワークの充実やICT化の発達などにより社会経済活動が広域化している現状を踏まえ、隣接県をはじめ陸・海・空の交通ネットワークでつながる地域との連携・交流を進める。

特に、中部横断自動車道等の開通を見据えた日本海に至る地域との連携をはじめ、世界遺産富士山の後世への継承や南アルプスユネスコエコパークの保全と利活用、防災・減災対策、生態系の保全と鳥獣被害対策、国際観光地の形成に向けた取組など、様々な県・地域との広域連携による持続可能な土地利用の促進を図っていく。

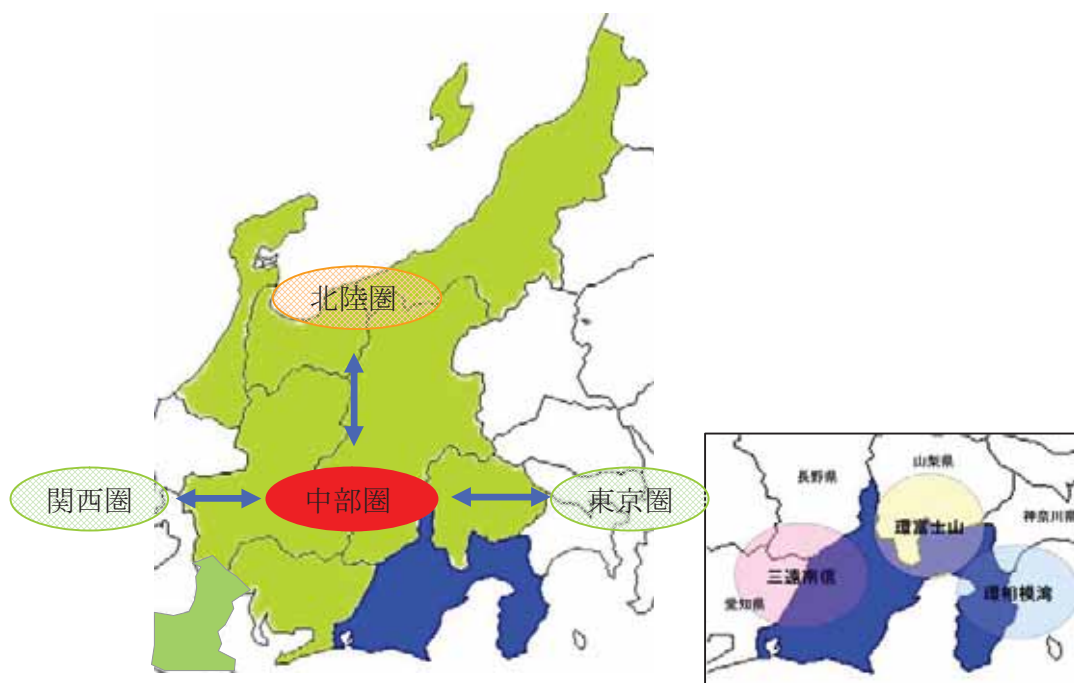


図9 県境を越えた広域的な地域づくり

（ＩＣＴ等の活用）

災害情報伝達機能の強化や、社会資本の整備・維持管理における効率化とコスト縮減、住民参加型の県土管理を進めるための情報の共有化など、県土に関する様々な地理空間情報をＩＣＴ等により総合的に活用していく。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村、自然維持地域における県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

(1) 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会をとらえて低炭素型の環境負荷の少ない安全で緑に恵まれた暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。

地震や津波対策等の充実による災害に強い安全・安心な都市づくりの推進に加え、都市機能の誘導により居住の集約等を進める都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築等によるネットワークの充実強化による誰もが暮らしやすい「コンパクトシティ」の形成を目指す。地域の状況等を踏まえながら、立地適正化計画制度の利用を促進し、都市の中心拠点や生活拠点において、にぎわいの創出やユニバーサルデザインの推進等にも配慮し、公共施設の再編及び空き家や低・未利用地等の既存ストックの有効活用、市街地の再開発等による土地利用の効率化・高度化を図りつつ、各種都市機能を誘導し、居住を集約する。

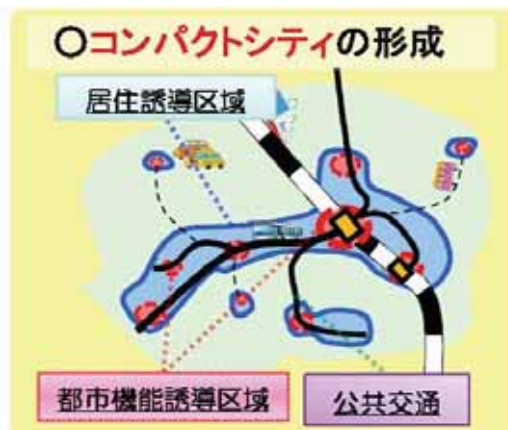


図10 コンパクトシティの形成

都市内交通については、関係者が一体となり、バス路線網の再編等の交通政策を戦略的に推進する。

また、集約化した都市間、都市と周辺の農山漁村とのネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

地域間交流を促進するための結節点となる高規格幹線道路のインターチェンジ等の周辺地域においては、新たにコンパクトな拠点として、豊かな自然や高品質の農芸品等の地域資源を活用し、新しい産業の創出・集積や、生活と自然が調和した新しいライフスタイルの実現の場の創出等により、美しい景観と個性を備えた魅力ある地域づくりを進める。

また、健全な水循環の維持や回復、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築、都市のエネルギー利用の効率化を通じ、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好な都市景観の形成、豊かな暮らし空間の創出、都市の農地や緑地、水辺空間の保全と活用等により、美しくゆとりある都市環境の形成を図る。

（２）農山漁村

農山漁村は、生産と生活に通ずる諸活動の共通の基盤であることから、農林漁業の生産力の強化対策と、生活環境の整備による生活環境対策を総合的に進める。また、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など、都市にとっても重要な様々な機能を有する農山漁村が、県民共通の財産であるという認識の下、併せて、都市と農山漁村との交流・連携を図り、人と自然が共生する美しく活力ある多自然共生地域を形成する。



写真５ 静岡県棚田等十選に選定された石部の棚田

地域の基幹産業である農林水産業については、６次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や農業生産の効率化と担い手への農地の集積・集約化、新たな木材需要の創出、新しい技術開発による県産水産物の魅力向上等を通じた農林水産業の成長産業化等によって所得向上や雇用促進を図り、地域産業の活性化を進める。

集落道等の生活道路や生活排水処理施設の整備、安全・安心を確保する防災・減災対策等を進めるなど住環境の向上を図るとともに、農地等の地域資源の保全活動を通じた地域コミュニティの再生など生活環境対策の充実を図る。

急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、小学校区など複数の集落が集まる地域において「小さな拠点」を形成するとともに、集落間の移動手段の確保等により、集落機能を相互に補完しあう「集落ネットワーク」の形成を進める。

また、健全な水循環の維持・回復や農地の良好な管理、野生鳥獣被害対策、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続していくとともに、美しい景観を保全・創出する。

同時に、農林漁業体験や自然景観、地域の伝統文化等の地域資源を活用した都市住民等との地域間交流の拡大に加え、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、ICTを活用したサテライトオフィスの誘致など、都市との機能分担や地方への移住・定住、二地域居住を含む共生・交流を促進する。

（３）自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。

その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境のモニタリングの実施等を図る。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。



写真 6 自然維持地域での自然体験

3 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

(1) 農地

農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、本県の特徴を活かした活力ある農業の展開や多彩で高品質な農産物の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。

また、不断の良好な管理を通じて県土の保全や水源の涵養、自然環境保全等の農地の持つ多面的機能の持続的な発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。その際、効率的な農業生産や安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約化を進めるとともに、担い手に集中する水路等の農業用施設の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

担い手への一層の規模拡大に向けては、省力化や低コスト化を実現するための技術導入を進める。

市街地及びその周辺地域の農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。



写真7 基盤整備が行われた優良農地

(2) 森林

森林については、県土の保全や水源の涵養といった森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な整備・保全を進めるとともに、荒廃森林については、多様な主体の参画によって再生を図る。

また、県産材の利用拡大等を通じて本格的な利用期を迎えた森林資源の循環利用を促進し、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図る。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境・自然景観を確保する緑地として積極的に保全を図る。農山漁村周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原生的な森林や希少な野生動植物が生息・生育する森林など自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。



写真8 50年の時を経て立派に育った森林

(3) 原野等

原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、自然が劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分に配慮しつつ、適正な利用を図る。



写真9 貴重な自然環境を形成する麻機湿原

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域の安全性を向上するための河川等やより安定した用水供給のための水利施設等に必要な用地の確保・整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理・更新と水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生動植物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース等の創出など多様な機能の維持・向上にも十分に配慮する。



写真10 地域住民等により管理され世界かんがい施設遺産に登録された「源兵衛川」

(5) 道路

道路については、地域成長や県内外各地との連携・交流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性、代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、高規格幹線道路や一般道路等に必要な用地の確保・整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理・更新により長寿命化を図る。

また、整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、自然環境の保全や良好な景観の創出と保全にも十分に配慮する。特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、農道網や林道網に必要な用地の確保・整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理・更新により長寿命化を図る。また、整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。



写真 11 四季折々の花々が咲き誇るパノラマロード

(6) 宅地

ア 住宅地

住宅地については、生活と自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した快適な住環境を整備することにより、豊かな暮らし空間創生を図る。

また、人口減少社会に対応した秩序ある市街地の形成や豊かな住環境の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、住宅の耐震性能、断熱性等の環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、次世代に継承できる安全で良好な居住環境の形成に努める。

住宅地の整備に際しては、緑豊かでゆとりとうるおいのある快適な住宅・住環境の創出に向け、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用、既存住宅ストックの有効活用を図りつつ、必要な用地の確保を図る。



写真 12 自然と調和した豊かな暮らし空間を実現する住宅団地



写真 13 新東名高速道路 SIC に近接する工業団地

イ 工業用地

工業用地については、自然環境・景観への配慮や農林業的土地利用との調整を図りながら、産業構造の変化、工場立地の動向を踏まえつつ、陸・海・空が一体となった交通基盤の優位性を活かし、「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」等により地域資源を活用した新たな産業の創出・集積や、医療・健康産業等の成長産業分野の研究開発部門・工場等の企業立地を促進するために必要な用地の確保を図る。

また、良好な都市環境の整備等の観点から、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地等の低・未利用地の有効活用を図る。

ウ その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、良好な環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化などの進展に対応した事務所・店舗等に必要な用地の確保を図る。

また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、地域の判断を反映した適正な立地を検討する。

高規格幹線道路等の交通結節点や港湾、鉄道、富士山静岡空港等の周辺地域等に流通業務用地を確保するとともに、周辺の土地利用や地域の景観との調和に配慮しつつ、整備を促進する。

(7) その他

ア 公用・公共用施設

文教施設、公園緑地、交通施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、災害時における防災機能や環境保全、地域住民等の意向に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備に当たっては、耐震性・耐火性の確保や省エネルギー化、災害時における施設の活用に配慮するとともに、都市機能の集約化の観点から、低・未利用地や空き家・空店舗の再生利用、街なか立地に配慮する。

イ 低・未利用地

低・未利用地のうち、工場跡地など都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等としての再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地として再生・活用を積極的に図る。再生困難な荒廃農地については、地域の状況に応じて、地域による保全管理や、自然環境の再生を含め農地以外への転換による有効利用を図る。

また、農山村のゴルフ場等の比較的大規模な跡地は、森林等への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等に十分に配慮しつつ、有効利用を促進する。

ウ その他（沿岸域）

沿岸域については、産業構造や輸送形態、新たな海上ネットワークの形成等に対応した港湾、漁港施設の整備を進めるとともに、適切な計画に基づく維持管理により施設の長寿命化を図る。

また、津波、高潮等による災害などからの海岸の防護に加え、自然環境の保全、生物多様性の確保に十分に配慮する。漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、これらの調和が取れた総合的な対策を推進する。

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び計画の基礎

ア 計画の基準年次は2014年（平成26年）とし、目標年次は、2026年とする。

イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、2026年において、それぞれおよそ359万人、およそ138万世帯と想定する。

(2) 規模の目標

ア 県土利用の区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の7区分とする。

イ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口等を前提とし、県土利用の基本方向を達成するために、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態を踏まえて定めるものとする。

ウ 県土の利用の基本構想に基づく2026年の利用区分ごとの規模の目標は、表1のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

(3) 利用区分ごとの面積目標の考え方

(基本条件)

○人口減少社会に適応した新たな県土利用

- ・社会移動均衡の実現、 合計特殊出生率 2.07 の確保

(基本的な考え方)

○多様なライフスタイルを選択できる豊かさの実現

- ・ネットワークの結節点であるＩＣ等の周辺に新しい産業の創出・集積を促進

⇒ 新たな工業用地の確保

- ・内陸部等における自然と都市機能とが調和する活力ある都市圏の形成

⇒ 新たな住宅用地の確保

- ・豊かな水と緑に恵まれたゆとりとうるおいが感じられる都市空間の形成（都市機能等の集約によるコンパクトなまちづくり、空き家等の既存ストックの有効活用）

⇒ 空き家等の既存住宅を活用した商業施設、医療・福祉・教育等の生活サービス施設、公園・緑地、オープンスペース用地の確保

○地域間の交流と連携の促進

- ・交流・連携を支える交通ネットワークの構築

⇒ 新たな道路用地の確保

○緑豊かな美しく品格のある農山村の形成

- ・生産性が高く、多面的機能が健全に発揮される農地・森林の確保

⇒ 荒廃農地の農地への再生

⇒ 再生困難な荒廃農地や低・未利用地の森林への転換

表1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

年次 利用区分	2014年 (平成26年) (km ²)	2026年 (km ²)	構成比		差 (km ²)	増減率 (%)
			2014年 (平成26年) (%)	2026年 (%)		
農地	685	666	8.8	8.6	▲ 19	▲ 2.8
森林	4,975	4,975	64.0	64.0	0	0.0
原野等	45	45	0.6	0.6	0	0.0
水面・河川・水路	300	301	3.9	3.9	1	0.3
道路	355	367	4.6	4.7	12	3.4
宅地	627	633	8.1	8.1	6	1.0
住宅地	369	369	4.7	4.7	0	0.0
工業用地	64	70	0.8	0.9	6	9.4
その他の宅地	194	194	2.5	2.5	0	0.0
その他	792	792	10.2	10.2	0	0.0
合計	7,779	7,779	100.0	100.0	0	0.0
(参考) 人口集中地区	426	405	—	—	▲ 21	▲ 5.0

注(1) 道路は、一般道路、農道及び林道である。

(2) 人口集中地区は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

2014年(平成26年)欄の人口集中地区の面積は、2010年(平成22年)の国勢調査による面積である。

(3) 構成比については、四捨五入の関係で、合計がそれぞれの内訳を合計したものと一致していない。

(参考) 全国計画の規模の目標

年次 利用区分	2012年 (平成24年) (万ha)	2025年 (万ha)	構成比		差 (万ha)	増減率 (%)
			2012年 (平成24年) (%)	2025年 (%)		
農地	455	440	12.0	11.6	▲ 15	▲ 3.3
森林	2,506	2,510	66.3	66.4	4	0.2
原野等	34	34	0.9	0.9	0	0.0
水面・河川・水路	134	135	3.5	3.6	1	0.7
道路	137	142	3.6	3.8	5	3.6
宅地	190	190	5.0	5.0	0	0.0
住宅地	116	116	3.1	3.1	0	0.0
工業用地	15	15	0.4	0.4	0	0.0
その他の宅地	59	59	1.6	1.6	0	0.0
その他	324	329	8.6	8.7	5	1.5
合計	3,780	3,780	100.0	100.0	0	0.0
(参考) 人口集中地区	127	121	—	—	▲ 6	▲ 5.0

注 2012年(平成24年)欄の人口集中地区の面積は、2010年(平成22年)の国勢調査による面積である。

2 地域別の概要

(1) 地域区分の考え方

世界に誇れる特色ある魅力を備えた地域づくりを進めるため、特に重要となる次の考え方に立ち、地域区分を設定する。

ア 一定の人口規模を備え、人口減少・少子高齢化が進む中においても自立し、地域の活力の持続を可能とする地域づくりの推進

イ 自然的・社会的条件から一体性を有すると認められる地域における、「場の力」を最大限に活用した一体感のある地域づくりの推進

(2) 地域区分

地域区分は、伊豆半島地域、東部地域、中部地域、西部地域の4地域とする。

ただし、これらの地域の境界については、厳密に区切られるものとは捉えず、境界を越えた交流・連携の中で柔軟に捉えることとする。

表2 地域区分

地域名	概ねの地域エリア
伊豆半島地域 (7市6町)	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
東部地域 (6市4町)	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町
中部地域 (5市2町)	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部地域 (7市1町)	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

※「伊豆半島グランドデザイン」(2013年(平成25年)4月)の策定など、近年の新たな動きを踏まえ、沼津市、三島市及び函南町は、伊豆半島地域と東部地域に重複している。

(3) 規模の目標の地域別の概要

(単位:km²)

年次 利用区分		上段() : 2014年(平成26年) 基準年次 下段: 2026年 目標年次			
		伊豆半島地域	東部地域	中部地域	西部地域
農地	(84)	(132)	(176)	(330)	
	82	128	171	322	
森林	(1,085)	(829)	(1,875)	(1,340)	
	1,085	829	1,875	1,340	
原野等	(13)	(27)	(5)	(3)	
	13	27	5	3	
水面・河川・水路	(17)	(29)	(95)	(163)	
	17	29	96	163	
道路	(57)	(78)	(89)	(153)	
	59	81	92	157	
宅地	(103)	(164)	(163)	(241)	
	103	165	164	245	
	(66)	(93)	(96)	(143)	
	66	93	96	143	
	(4)	(19)	(16)	(28)	
工業用地	4	20	17	32	
その他の宅地	(33)	(52)	(51)	(70)	
	33	52	51	70	
その他	(185)	(194)	(218)	(246)	
	185	194	218	246	
合計	1,543	1,453	2,621	2,476	

※「伊豆半島ランドデザイン」(2013年(平成25年)4月)の策定など、近年の新たな動きを踏まえ、沼津市、三島市及び函南町は、伊豆半島地域と東部地域に重複している。

※数値は概略面積としている。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。

このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県等は各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。

なお、本計画は、県、市町などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPOなどの多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

1 総合的な措置

(総合的かつ計画的な県土利用)

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、本計画、全国計画、市町計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る。特に、土地利用基本計画においては、地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域調整を行う県など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

(2) 土地の有効利用の促進

市街地における空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図るとともに、従前どおりの土地利用が困難な工場跡地は農業利用や緑地空間等として活用する。農業利用が困難な中山間地域等の荒廃農地で、周辺農地の農業上の利用に支障が少ないものは防風林や森林等へ転換するなど、地域の実情に応じた有効利用を促進する。



写真14 空き家を活用した移住者の居住施設

道路については、公共、公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図る。また、道路整備による路線の振り替え等に伴い廃止された道路用地や施設については、道路以外の普通

財産の利活用と併せて、地域の状況を踏まえつつ、維持管理のあり方も含め、利用方策等についての検討を進める。

工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化を図るとともに、質の高い低コストの工業団地整備を計画的に進める。

また、事業用地データベースを活用した企業誘致・マッチングによる遊休地、空き工場等の有効利用を促進する。

所有者の所在の把握が難しい土地については、土地の円滑な利活用に支障を来たさないよう、所有者の探索や相続登記の促進等により所有者の確定に努めるとともに、公共主体に加え、民間事業者も含め地域ニーズに対応した幅広い公共的利用を可能とする制度等の活用により、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた取組を総合的に進める。

（３）土地利用転換の適正化

人口減少社会における土地需要の減少や土地利用の多様化など、土地利用をめぐる状況は大きく変化している。社会経済情勢の変化を踏まえ、県土を適切に管理するための方策や土地利用の様態を常に検証し、持続可能な地域を形成していく必要がある。

このため、土地利用の関連法制等の運用に当たっては、土地利用規制が設けられた背景等と時代に合った土地利用のあるべき姿を比較考量し、必要に応じて土地利用規制の見直しを進める。

土地利用転換に当たっては、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等の土地の持つ適性を十分に踏まえ県土の保全と安全性の確保、環境の保全などへの慎重な配慮の下で、計画的かつ適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町の基本構想など地域づくりの総合的な計画との整合を図る。

農地の利用転換を行う場合は、農業振興地域整備計画の適正な管理と農地転用許可制度の適正な運用により、都市的土地利用との調整を図りつつ、農地の無秩序な利用転換を防止し、優良農地の確保を図る。

森林の利用転換を行う場合には、多面的機能の保全や周辺土地利用との調整を十分に行い、無秩序な転換の防止を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、関係法令を遵守し、周辺の土地利用状況や自然環境・景観への影響、防災対策、撤退時の対応等に十分に配慮する。

（４）県土に関する調査の推進

地籍調査の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化や土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に貢献するきわめて重要

な取組であるため、地籍調査の計画的な実施を進める。特に、未着手市町の多い賀茂地域の地籍調査の促進に向けて、県と賀茂6市町による共同実施を進めるとともに、津波浸水域内における官民境界調査等の促進により、被災時における迅速な復旧対策を図る。また、高齢化の進行や不在地主の増加により、森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地の増加が懸念されることから、境界の保全や台帳の整備等に取り組む。



写真15 地籍調査実施状況

水源の涵養や県土の保全などの多面的機能を持つ森林は、社会インフラであることから、国をはじめ、県、市町、団体、森林所有者等の様々な主体が連携し、流域内の森林整備の状況を把握しながら、適正な管理に向けて、調査や検討を進めていく。

（５）計画の複合的かつ効果的な推進

「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」の推進により、沿岸・都市部にあっては、都市の利便性を失うことなく、これまでよりも一層の安全性を高め、再生を図り、内陸・高台部では、自然環境を享受できる居住環境等を創り出し、自然と調和した新たな県土づくりを行う。これら沿岸・都市部の再生と内陸・高台部の革新、双方を効果的に結ぶ主要な地域連携軸の形成を三位一体で展開し、それぞれのポテンシャル「場の力」を活かすことによって、県内全域の均衡のとれた経済社会の発展を推進する。

さらに、県境を越えた自治体間の連携・協力等により、東西軸・南北軸の結びつきを強めるなど、地域間の交流、連携を促進することにより、防災・減災対策や物流・観光分野等の施策連携を進めるとともに、都市、農山漁村、自然維持地域の広域的な機能分担等による適正な土地利用を推進し、それぞれの地域の魅力・活力を高めていく。



写真 16 更なる交流圏域の拡大が期待される新東名高速道路

（６）県土の国民的経営の推進

県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、市町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、他地域の住民など多様な主体が、農地、森林、河川等の保全活動に参加するほか、農芸品等の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する「県土の国民的経営」の取組を推進する。



写真 17 「しずおか未来の森サポーター」制度
による企業の森林（もり）づくり活動

2 区分別の措置

(1) 基本方針別の措置

ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土利用

第4次地震被害想定で推計した100年から150年間隔で発生している地震（レベル1）による津波に対して施設高が不足する箇所については、津波対策施設の嵩上げを行うとともに、液状化対策などの施設の耐震化や粘り強い海岸堤防の整備などの質的強化を実施する。

レベル1を超える地震による津波に対する安全度を向上するため、地域の実情に合わせて既存の防災林、砂丘等の嵩上げ・補強等を行う「静岡モデル」による防潮堤の整備や、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う“ふじのくに森の防潮堤づくり”、人工盛土による津波避難マウント（命山）等の整備を景観の保全等に配慮しながら、地域住民と連携して取り組む。

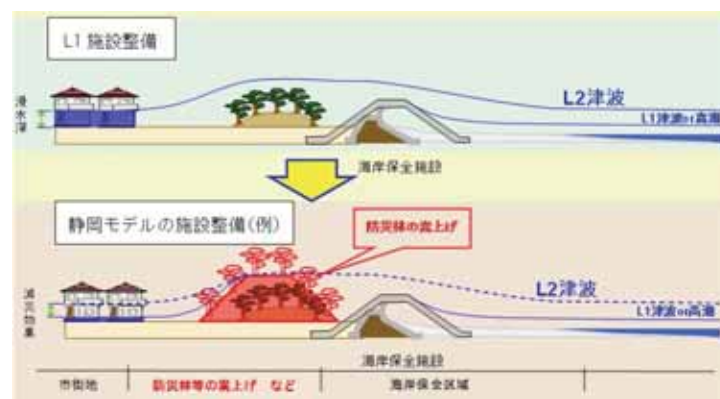


図11 「静岡モデル」の整備イメージ

陸・海・空の交通ネットワークの機能確保や各輸送モード相互の連携等を図るため、基幹的交通インフラの未整備区間等の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の整備・耐震対策及びその周辺対策を推進する。

特に、富士山静岡空港は、大規模な広域防災拠点として活用されることから、さらなる交通ネットワークの強化による防災機能の向上を図るため、富士山静岡空港と直結する新幹線新駅の実現を目指す。

ライフライン等の安全性を高めるため、上下水道施設の整備や耐震化等の機能拡充を図るとともに、太陽光発電や小水力発電をはじめとする再生可能エネルギー等の導入を促進し、従来の一極集中型から小規模分散型のエネルギー体系を構築する。

風水害や土砂災害等に対する県土の安全性を高めるため、河川の河道拡幅や遊水地等の洪水調節施設の整備、並びに土砂災害防止施設の整備など予防型対策を着実に推進するとともに、施設の適切な維持管理を図る。

森林の持つ県土の保全機能を高度に発揮させるため、適切な保育、間伐などの森林整備を促進するとともに、保安林の適正な配置・管理や治山施設の整備等を推進する。

浸水常襲地域においては、排水機場や雨水貯留施設の整備を併せて進めるほか、適切な土地利用の誘導、開発抑制、森林や農地の保全等のソフト対策を併せて行うなど、水系ごとの河川整備計画等に基づき、関係市町や関係機関等とともに河川と流域が一体となったハード・ソフト対策による総合的な治水対策を実施する。その際、河川や内水の氾濫防止対策として地下空間の利用についての検討も進める。

より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を適切に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。また、津波等の被災後の迅速な復旧・復興の備えとして被災後の土地利用の方針等の策定に努める。主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。

渇水等に備えるため、水の効率的な利用と水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。

都市における安全性を高めるため、市街地等において、被災時の緊急避難場所や避難路となる公園・緑地・街路等を活用したオープンスペースの確保や木造住宅の耐震化の促進を含めた住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化などの対策を進める。

イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用

大都市圏等とのアクセスの良さや多彩な産物など地域の特性を活かし、多極的な産業構造の構築に向けた成長産業の集積や企業の本社機能の移転等を促進するため、自然環境や農林業的土地利用に配慮しつつ、市町と連携して工業用地の整備に積極的に取り組み、必要な用地の確保を図る。

“ふじのくに”ならではの多様なライフスタイルやライフステージの実現に向け、自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した快適な住環境を整備することにより、豊かな暮らし空間創生を図る。

また、少ない負担でゆとりある住まいに居住できるよう、定期借地権制度の普及を図り、所有から利用への転換を促進していく。

倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除去等の措置を進める。一方、利活用可能な空き家については、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや、居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設に改修するなどの利活用の促進により、住宅の長寿命化や空き家を含む既存住宅の市場整備を推進する。

また、有事の際には、耐震性が確保されている民間賃貸住宅の空き家について、災害時の借上げ型応急仮設住宅として活用を図る。

都市の集約化に向けては、地域の実態を考慮した居住や都市機能の適切な配置・誘導を促進し、利便性が高く、将来にわたり健全な都市経営を持続できるコンパクトなまちづくりを進める。このため、土地利用の適切な規制誘導、都市施設の効率的・計画的な整備の推進、市町区域を越える広域的な公共交通等のネットワークづくりの実現を立地適正化計画等の活用により推進する。

さらに、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により市街地の計画的な整備を進める。

農地については、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化をはじめとする農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化を推進する。また、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

また、新鮮な地元農産物や身近な農業体験の場、うるおい空間等を提供する都市農業を促進するため、農地の保全や市民農園の整備等を進める。



写真18 大区画化された農地

茶園については、茶工場を中心に茶園集積を促進するとともに、茶の需要拡大に向けて抹茶等の生産拡大を進めるほか、作物転換等により荒廃農地の発生抑制や解消の取組を支援する。

さらに、高品質で競争力の高い農産物の生産拡大を図るため、ICTや光技術を活用し、農産物の健康増進機能を向上させる次世代栽培システムの開発や、産地の栽培技術の学習支援システムの充実と活用、農作業の省力化や軽労働化を図る農業用機械・ロボットの開発等に取り組む。

森林については、低コストで生産性の高い森林経営を促進するため、森林施業の集約化を図る。また、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、森林認証材の利用拡大が見込まれることから、認証林の更なる拡大と安定供給体制を構築する。

農林漁業者と地域企業等の連携による新商品開発や高付加価値化の取組を支援し、6次産業化の一層の推進を図るほか、CLT（直交集成板）などの新たな木材製品の普及による木材需要の創出、木材等を原料とするCNF（セルロースナノファイバー）による製品（用途）開発に向けた取組の推進等により、地元資源を活用した地場産業の振興を図る。

生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、「小さな拠点」を形成するとともに、複数集落を公共交通等で結ぶなど集落間の移動手段を確保すること等により、集落機能を相互に補完しあう「集落ネットワーク」の形成を進める。

ウ 憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用

「美しい静岡 景観づくり宣言」の趣旨を踏まえ、行政だけでなく、県民や事業者が社会総がかりで景観形成に取り組み、自然とともに人々が生活を営む中で育まれてきた世界遺産「富士山」や世界農業遺産「静岡の茶草場農法」で形成された茶園等の美しい景観を後世へ継承するとともに、地域の歴史や文化に根ざした良好な景観を形成・保全する。

特に、日本の国土の象徴であり世界の宝である富士山は、「富士山世界遺産センター」において、来訪者に対するマナー啓発等に取り組むとともに、環境負荷の軽減や生物多様性の確保等の自然環境保全対策に国、山梨県や関係市町等と連携して取り組む。

駿河湾をぐるりと取り囲む各地の美しい景観の形成を目指す「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた良好な広域景観を形成するため、「ふじのくに景観形成計画」に基づき、屋外広告物の適正な規制・誘導等により、牧之原茶園、伊豆半島などの広域景観や魅力ある農山漁村の景観の形成・保全を図るとともに、美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間等の保全・再生・創出を図る。

また、旧東海道などの歴史を感じられる街道の連続性に配慮した魅力ある景観の形成や主要幹線道路の沿道等の修景など良好な景観の保全・創出を図る。



写真19 なまこ壁や伊豆石造りなど古い町並みが残されたペリーロード

海岸保全機能の充実と養浜等の海岸侵食対策による安全で美しい海岸の整備を推進するとともに、駿河湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟を契機により一層、関係市町や民間事業者等と連携して、湾の優れた自然環境の保全と周辺地域の観光振興や地域経済の発展との共存を図っていく。

高い価値を有する原生的な自然や野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、行為規制等により、適正な保全を図る。

また、里地里山など人の手が入ることによって維持される自然については、適切な農林水産活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図るとともに、農地、森林が有する

多面的機能の発揮を図るため、「日本型直接支払制度」や、もりづくり県民税を財源とする「森の力再生事業」等を推進する。

自然環境の活用については、地域の魅力・居住環境の向上や生物多様性の保全、防災・減災等が可能となる自然環境に配慮した遊水地や多自然川づくり、公園緑地等の整備を進める。また、木質バイオマス、農業残さの利用など、事業者、地域、行政の連携を図りながら、経済の地域内循環にも寄与するバイオマスのエネルギー利用を進める。



写真 20 「多自然川づくり」実施状況

生物多様性の確保については、森・里・川・海のつながりによる生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。また、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等を図る。

また、科学的データを基に必要な施策を進めるため、生息地等のモニタリングや各種の調査研究を推進するとともに、絶滅のおそれがある希少野生動植物の生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、生息・生育地域等の保全又は必要に応じて自然繁殖が困難な場合の人工増殖等の事業の推進により、希少野生動植物を保護する。

さらに、県内に生息・生育する在来の野生動植物の繁殖等を脅かす要因の一つとなっている特定外来生物の駆除等の促進や、生息環境対策、被害予防対策、捕獲対策等を進め、野生鳥獣による生態系や農林水産物への被害防止を図る。

中山間地域等の豊かな自然や茶園景観、地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源としても高い価値を有しているため、これらの資源を活かしたグリーンツーリズムやエコツーリズムの推進に加え、地域で生産された農芸品、地域の自然によりはぐくまれた伝統・文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業の振興を促進する。

（２）地域別の措置

各地域の特性に応じた主な地域施策は、次のとおりである。

ア 伊豆半島地域

観光交流人口の拡大に向け、伊豆半島ジオパーク、世界遺産韮山反射炉等の世界水準の地域資源を活用し、観光や農林水産業、商工業など、多様な業種と圏内市町の連携による着地型・体験型の観光商品の造成や、クルーズ船の誘致、サイクリストの受入環境の整備、魅力ある美しい景観の形成等に取り組む。

特に、国内外からの来訪者の憧れを呼び伊豆半島の魅力ある美しい景観の形成に向け、県、市町、観光関係者が一体となった「伊豆半島景観協議会」を中心として、屋外広告物対策等を推進する。

伊豆半島地域の道路網の背骨となる伊豆縦貫自動車道や肋骨となるアクセス道路等の整備に加え、半島周遊の視点も踏まえた道路の整備、地域交通の充実・強化など、交流の拡大に向けた交通ネットワークの整備を促進する。

伊豆半島地域の魅力を活かした地域活性化を図るため、市町との広域連携により生涯活躍のまち（日本版 CCRC）構想を促進するとともに、空き家バンクの拡充等により、空き家の活用を促進し、移住・定住を促進する。さらに、住む人にも訪れる人にも快適な地域となるよう、情報通信環境の向上に向けて、未整備地域が残る市町や通信事業者と連携し、光ファイバー網の整備エリアの拡大等に取り組む。

賀茂地域においては、地籍調査の未着手・休止市町の解消に向けて県と賀茂６市町が共同で地籍調査に取り組み、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を図る。

県境を越えた広域的な地域課題の解決や、共通する資源を活用した地域振興を図るため、マリンスポーツ等を通じた神奈川県との連携など「環相模湾」の交流拡大を見据えた広域連携施策を推進する。

沿岸域では、沿岸ごとに関催する地域協議会等における地域の合意形成を踏まえ、必要な津波対策に取り組む。

イ 東部地域

CNF等の新分野への進出、農業の生産性革新や農業を軸とした関連産業のビジネス展開の促進、医療健康関連産業の集積などの地域の持つ優位性や富士山をはじめとする豊かな自然環境を活かすとともに、2020年度の新東名高速道路の御殿場以東の開通も見据え、国内外からの企業立地を促進する。

首都圏への通勤を続けながら生活と自然が調和するゆとりある暮らしが実現できるなど東部地域ならではのライフスタイルの提案に向けた生活環境の整備と移住・定住を促進する。

田子の浦港、沼津港の施設整備等を進め、物流機能の強化やクルーズ船の誘致に取り組む。

JR主要駅周辺においては、鉄道の高架化や市街地再開発事業、土地区画整理事業等により、都市拠点にふさわしい土地利用と安全で快適な都市環境の整備を進める。

山梨県との連携の下、関係機関との調整を図りながら、富士山の後世への継承を図るとともに、「富士山世界遺産センター」を活用し、富士山の自然・

歴史・文化、周辺観光等の情報発信を行う。併せて、サイクリストの受入環境の整備に取り組む。

富士山等の火山噴火対策については、気象庁や研究機関による観測体制の強化や情報伝達システムの構築に加え、登山者等の安全確保対策を推進する。

また、沼津市内浦・西浦地域の樹園地等の農地整備事業を進めるとともに、事前復興の観点から、集落の高台移転に向けた取組を推進する。富士川水系沼川では、沼川新放水路の建設等の治水対策を進める。

県境を越えた広域的な連携の推進に向けて、静岡・山梨・神奈川の三県知事サミット等による富士箱根伊豆地域の広域課題への対応や、「環富士山」の交流拡大を見据えた山梨県との広域連携施策を推進する。

ウ 中部地域

中部横断自動車道の開通効果を最大限に発揮し、後背圏産業の国際競争力の向上や地域産業の活性化を図るため、清水港のコンテナターミナル等を整備する。

高規格幹線道路のＩＣ周辺等においては、富士山静岡空港や清水港、東名高速道路、新東名高速道路などの「空・海・陸」の交通ネットワークを活かし、農業的土地利用との調整に配慮しつつ、更なる食品関連産業や物流、成長産業分野等の企業立地を促進する。

東静岡駅周辺では、「文化力の拠点」の形成等により、県都にふさわしい高次都市機能の集積を図る。

富士山静岡空港周辺では、茶文化振興の拠点である「ふじのくに茶の都ミュージアム」や日本一の茶園景観等を活かした交流と賑わいのまちづくりを推進するとともに、空港機能の充実と利便性の確保に向けた空港関連施設の整備や新幹線新駅の実現に向けた取組を進める。

また、豊かな資源を活用した６次産業化の拡大など地域の特色ある産業の振興を図る。併せて、農業経営の規模拡大、生産性の向上を図る生産基盤を整備するほか、林業振興や森林の整備、水産業振興を図る漁港の整備を進める。

山梨・長野の両県、関係市町と連携し、中央新幹線の建設を注視しつつ、南アルプスの豊かな自然環境や希少野生動植物等の保護・保全対策を進めるとともに、エコツーリズムやサイクリングなど、交流人口の受入環境の整備に取り組む。

清水港や大井川港へのクルーズ船誘致等も踏まえた施設整備や、清水港を核とした交流拠点の創出に向け、「清水都心ウォーターフロント地区」における開発や官民連携によるマネジメント体制の構築を推進する。

また、高規格幹線道路や国道１号バイパス、金谷御前崎連絡道路の整備に加え、高規格幹線道路等と地域を結ぶアクセス道路等の整備を推進する。

ゆとりある暮らし空間を提供する住宅地整備を進めるとともに、市町との連携によりサテライトオフィス等の誘致や居住環境の確保に向け、空き家バンクの充実や光ファイバー網の整備エリアの拡大等に取り組む。

麻機遊水地の整備等の総合的な治水対策を進める。静岡・清水海岸では三保松原の世界遺産の構成資産としてふさわしい景観形成に向け、侵食対策を推進する。興津地区においては、地震災害等により基幹的交通ネットワーク

の機能停止が長期に及ばないように、関係機関の連携により防災機能の強化に努める。沿岸域では、「静岡モデル」による防潮堤の整備に取り組む。

エ 西部地域

輸送用機械産業の集積を活かした企業立地の促進とともに、新たな成長産業分野である光電子産業や航空宇宙産業など、県境を越えて広域的に集積する産業分野への地域企業の参入を促進する。

愛知県・長野県とも連携した三遠南信自動車道の整備に加え、国道1号バイパスの整備促進や高規格幹線道路等と地域を結ぶアクセス道路等の整備に取り組み、本地域の防災・減災対策に寄与し、地域圏内外の活発な交流や経済活動を支える道路ネットワークの形成を推進する。

天竜川、北遠地域の広大な森林や浜名湖、遠州灘等の豊かな自然環境の保全と活用を図りながら、交流人口の受入環境の整備を促進する。また、交流人口の拡大に向け、御前崎港へのクルーズ船の誘致や、サイクリストの受入環境の整備、遠州灘海岸から浜名湖にかけて自然環境を活用した観光やスポーツ等の振興に取り組む。

農業地域においては、本地域の食材、茶、花などの豊かな資源を活用した6次産業化の拡大や世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の維持継承を支援する体制整備など、地域の特色ある産業の振興を図るとともに、農業経営の規模拡大、生産性の向上を図る生産基盤を整備するほか、施設の老朽化による機能低下や耐震化、営農形態の変化に伴う用水需要に対応し、安定的な用水を確保するため、三方原用水や天竜川下流用水等の基幹的農業水利施設の整備を進める。

森林地域においては、林業振興や森林の整備に加え、天竜スギに代表される豊富な森林資源を背景に、国際的な森林認証の取得と認証製品の利用拡大を促進する。

JR駅周辺や中心市街地では、都市の魅力を向上させる観点から都市基盤の整備や商業・業務施設等の立地を促進し、土地利用の高度化を図るとともに、JR磐田新駅と周辺整備を進める。

天竜川下流地域においては、馬込川流域や太田川流域等の治水安全度の向上を図るため、県、市町が一体となって、流域全体で総合的な治水対策に取り組み、沿岸域では、「静岡モデル」による防潮堤の整備を進める。

おわりに

本計画では、『日本一の「安全・安心」を実現する県土利用』、『将来に向け持続的成長を確保する県土利用』、『憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用』の3つの基本方針を示しているが、これらを実現するために必要な土地利用の転換は、中長期的な視点で取り組む必要がある。県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であることをかんがみ、後世に美しく豊かな県土を継承していくためには、人口減少社会における土地利用や県土管理の手法等について長期的な視点を持ち、社会経済情勢や価値観の変化等を踏まえ、現在の土地利用の規制手法等に甘んずることなく新たな知見や仕組みが必要となることが想定される。

このため、国土利用計画のあるべき姿を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、計画策定後、さらに検討を進めていくこととする。